「都市計画に関する土地の証明願」の申請方法について

1. 証明事項

土地について証明できる事項は下記の3種類となります。

- (1) 都市計画法第7条第1項に規定する区域区分の「市街化区域」または「市街化調整区域」
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」の種類
- (3) 都市計画法第11条第1項に規定する都市施設の「区域内」または「区域外」

2. 申請に必要な書類

- (1)「都市計画に関する土地の証明願」(申請様式)
- (2)「名寄帳の写し」または「土地登記簿謄本の写し」

※受理した申請書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 また、記入方法については下記の「3. 記入方法」および別紙の「記載例」を参照ください。

●添付書類について

名寄帳は市役所の税務課で、土地登記簿謄本は法務局で取得できます。 なお、名寄帳の取得については、ご本人または同一世帯のご家族以外だと委任状が必要と なりますのでご注意ください。

3. 記入方法

- (1) 申請者 申請される方の住所、氏名、電話番号を記入し押印ください。 なお、都市計画に関する証明となるため、申請者はどなたでも構いません。
- (2) **証明事項** 証明が必要な項目にチェックを入れてください。 複数同時に申請することも可能です。
- (3) **所 在 地** 名寄帳または土地登記簿謄本に記載されている内容を記入ください なお、登記地目と現況地目が異なる場合は、「登記地目」を記入ください。

4. 申請方法

- (1)窓口での申請
- (2) 郵送での申請

●郵送での申請について

郵送で申請される場合は、申請書を下記の送付先まで送付ください。

なお、記載内容に不備がある場合は再度申請書を送付いただく場合がありますので、郵送の 前に改めて内容をご確認ください。

また、郵送での受取りをご希望の場合は、申請書と併せて「返信用封筒」及び「手数料分の郵便小為替」を送付ください。

(送付先) 〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2 大網白里市役所 都市整備課 都市計画班

5. 手数料

10筆まで300円、以降10筆単位で300円加算します。

例) 筆数の合計が11~20筆 ⇒ 600円、21筆~30筆 ⇒ 900円

6. 証明に要する処理期間

概ね2日~1週間程度

7. 問い合わせ先

担当部署 大網白里市 都市整備課 都市計画班 電話番号 0475-70-0364